

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 1月16日

【ファンド名】 ザ・リンク・リアル・エステート・インベストメント・トラスト
(The Link Real Estate Investment Trust)

【発行者名】 ザ・リンク・マネジメント・リミテッド
(The Link Management Limited)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者兼執行取締役
ジョージ・クォク・ルン・ホンチョイ
(George Kwok Lung HONGCHOY, CEO and Executive Director)

【本店の所在の場所】 香港、カオルーン、クアン・トン、ホウ・ミン・ストリート100、
ランドマーク・イースト、アクサ・タワー 33階
(33/F., AXA Tower, Landmark East, 100 How Ming Street, Kwon
Tong, Kowloon, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 原 秀 哲

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 鈴 木 雅 博

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-3288-7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【提出理由】

ザ・リンク・リアル・エステート・インベストメント・トラスト(以下「本ファンド」といいます。)に関して、以下のとおり投資方針に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ. 変更の内容についての概要

2014年2月18日に本ファンドの受益証券保有者(以下「本受益証券保有者」といいます。)により承認された本ファンドの投資戦略の拡大により、本ファンドは、香港及びその他の外国法域の双方において、継続的に収益をもたらす非住宅用不動産のすべての種類(一戸建て不動産及び総合型多目的開発(主に商業施設で構成されます。))を含むがこれに限定されません。但し、いかなる場合もホテル及びサービス・アパートメントを除きます。)に投資することが可能となりました。

2015年1月15日に開催された本受益証券保有者の臨時総会における特別決議の方法による本受益証券保有者の承認に従い、本ファンドの投資戦略は更に拡大され、香港証券先物委員会が発行する香港不動産投資信託コード及び本ファンドの信託証書への準拠を条件として、継続的に収益をもたらす、香港及びその他の外国法域の一戸建て並びに総合型多目的開発不動産の一部を成す不動産(但し、住宅用不動産、ホテル及びサービス・アパートメントを除きます。)に対する投資が可能となり、また商業施設部分及び/又は商用部分を含む全ての種別の不動産開発及びその関連行為を行うことが可能となりました。

ロ. 当該変更の年月日

2015年1月15日